

地域材利用促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 地域材の利用拡大を図り、本市林業の振興に資するため、地域材を使用して市内に木造の住宅、店舗及び事務所（以下「木造住宅等」という。）を新築又は増改築する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で陸前高田市補助金交付規則（昭和33年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号に掲げる建築物で、木造の個人住宅（共同住宅、建売住宅等を除く。）、店舗及び事務所をいう。
- (2) 地域材 気仙管内で伐採された木材（岩手県産材認証推進協議会が発行する岩手県産材産地証明書により県産材であると証明された木材その他の市長が認めた木材に限る。）をいう。
- (3) 新築又は増改築 新たに木造住宅等を建てること又は増改築すること（模様替え、引き家等を除く。）をいう。

(補助金交付の対象)

第3 第1に規定する補助金の交付対象は、地域材を使用し市内に木造住宅等を新築又は増改築する者（以下「建築主」という。）が地域材を5立方メートル以上使用して、延べ床面積50平方メートル以上の木造住宅等を新築又は増改築する場合に要する経費とする。

2 前項の木造住宅等は、在来の軸組工法により新築又は増改築する住宅等とする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、地域材使用量1立方メートルに対し2万円を乗じ千円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、25立方メートル50万円を限度とする。

(申請の取下げ期日)

第5 規則第7条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金交付決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

(提出書類等)

第6 規則の規定により市長が定める書類及びその提出部数は、別表のとおりとする。

(補足)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第6関係）

市長が定める書類	様式	提出部数
地域材利用促進事業費補助金交付申請書	様式第1号	1部
市税等納付（納入）状況確認承諾書	様式第2号	1部
事業計画書	様式第3号	1部
地域材利用促進事業変更（中止・廃止）承認申請書	様式第4号	1部
地域材利用促進事業費補助金請求書	様式第5号	1部
事業実績書	様式第6号	1部

様式第 1 号 (別表関係)

年 月 日

陸前高田市長

様

建築主 住 所

氏 名

㊟

電話番号

地域材利用促進事業費補助金交付申請書

年度において地域材利用促進事業を実施したいので、陸前高田市補助金交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

交付申請額 金 円

様式第2号（別表関係）

年 月 日

陸前高田市市長

様

申請者住所

氏名

印

市税等納付（納入）状況確認承諾書

年度補助金の交付申請に対する審査のため、市に納付又は納入すべき市税等の納入状況について確認されることを承諾します。

補助金交付決定審査

※申請日現在、上記申請者の市税等の納付状況を調査願います。

税務課	子ども未来課	住宅政策室	上下水道課
滞納有無	滞納有無	滞納有無	滞納有無
確認日 月 日	確認日 月 日	確認日 月 日	確認日 月 日

年 月 日

陸前高田市長

様

住所

氏名

地域材利用促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け陸前高田市指令 第 号で補助金の交付の決定があった地域材利用促進事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、陸前高田市補助金交付規則第5条第1項第3号の規定により、関係書類を添えて、承認を申請します。

1	補助金変更交付申請額	金	円
	補助金交付決定額	金	円
	差引増（減）額	金	円

2 理由

様式第5号（別表関係）

年 月 日

陸前高田市長

様

建築主 住 所
氏 名
電話番号

㊟

地域材利用促進事業費補助金請求書

年 月 日付け陸前高田市指令 第 号で補助金の交付の決定
があった 年度地域材利用促進事業が完了したので、陸前高田市補助金交付規
則第12条第1項の規定により関係書類を添えて、次のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振 込 先 金融機関名

支 店 等 名

預 金 種 別 当座 ・ 普通

口 座 番 号

口 座 名 義

地域材使用証明書

年 月 日

陸前高田市長

様

住所

施工業者氏名

電話

次の建築場所の住宅（新築・増築・改築）工事において、下記のとおり気仙地域材を使用したことを証明します。

記

建築場所		建築主	
全木材使用量 (新建材を除く)			m ³
地域材使用量			m ³

添付書類 木材調書

○木材調書

地域材利用促進事業費補助金の交付を受けるにあたり、新築又は購入する住宅における地域材の利用割合は次のとおりです。

部位名		材 種	木材使用量 m ³	うち地域材 m ³	備 考
軸組類	柱				
	梁・桁類 ()				
	その他 ()				
床組類	火打梁・床束・大引等				
	根太類				
	その他 ()				
小屋組類	棟木・母屋・隅木等				
	たる木				
	その他 ()				
その他					
合 計					